

『政府・与党に「遺言控除」新設案が浮上遺産相続をめぐるトラブル防止等が狙い』

政府・与党が、遺言に基づいた相続について相続税を軽減する方向で検討を進めている。自民党の「家族の絆を守る特命委員会」は、有効な遺言に基づいて相続が行われた場合に、従来からある基礎控除に上乘せする形で一定額を控除する「遺言控除」を新設する方針を固めた。

気になる控除額は「数百万円」の規模で検討される見込み。遺言による遺産分割を促し、遺産相続をめぐるトラブルを防止、若い世代へのスムーズな資産移転を図る狙いがある。

相続税は、遺産総額から基礎控除を差し引き、残額に税率を掛けて計算する仕組み。基礎控除額は、昨年末まで「5千万円+法定相続人数×1千万円」だったが、今年1月から「3千万円+法定相続人数×600万円」に引き下げられている。

この基礎控除の大幅な引下げにより、これまで相続税とは無縁だった中間層も取り込まれることになった。法定相続人が1人のケースでは、遺産総額が3600万円を超えると相続税の課税対象となる。昨年末までは「6千万円超」だったため、相続税がグッと身近になった感がある。

新たに相続税の対象となった層は、相続対策に対する十分な備えがないケースが多く、遺産分割などをめぐるトラブル増加も懸念されることから、新控除の創設で遺言促進による円滑な資産移転を促したい考えだ。自民党は、党税制調査会に提言して早ければ2017年度税制改正での導入を目指す考えだ。



『協会けんぽの財政改善 保険料率の行方は？』

春の恒例行事となりつつあった協会けんぽの保険料率引上げ。今年は全国平均で据え置きの上、介護保険料率が引下げという予想外の展開になった。しかし、来年の春にはまた引上げが進むだろうと多くの事業主は戦々恐々としているのではないだろうか。毎年引き上げられる厚生年金保険料率と相まって、社会保険料の負担の重さは経営の大きな足かせとなっているのは事実だろう。

そこで気になるのが、協会けんぽの財政状態だ。先般公表された資料では、平成26年度の決算は大幅な黒字見込となった。これで5期連続の黒字を達成したことになる。被保険者の賃金増(0.6%増)と年金事務所による社会保険未適用事業所への指導等による加入者増(2.5%増)が功を奏したようで、保険料収入は2,464億円の増となった。支出増は1,884億円で、その他の収入・支出を合わせた収支差は3,726億円となり、前年度比1,860億円増となった。この結果、準備金の残高も1兆647億円となり、協会けんぽ設立以後、最高額に達している。財政的には、来年の春は保険料率据置きまたは引下げの可能性も期待できる状況だ。保険料率についてもデフレにという事業主の声が協会けんぽに届くことを期待したい。